

北九州市農業委員会
第9回西部部会会議（令和6年度4月部会会議） 議事録

1 日 時 令和6年4月10日（水）午後2時30分～午後2時49分

2 場 所 八幡西区役所折尾出張所 2階 会議室

3 出席委員及び欠席委員

・出席委員 20名

農業委員 7名

岩 男 徹 松 浦 和 哉 竹 内 輝 壽 山 鹿 茂 紀
木 原 幹 雄 山 田 泉 大 庭 美 智 子

農地利用最適化推進委員 13名

秋 山 誠 相 良 美 一 大 庭 研 次 小 田 勝
香 山 安 孝 宮 野 誠 司 千々和 義 孝 西 孝 義
酒 井 昭 夫 平 川 孝 男 太 田 義 久 森 野 幸 則
浦 邊 光 造

・欠席委員 1名

農業委員 1名

大 庭 喜 重

4 事務局出席者

藤 石 事務局長 池 永 次長 荒 木 係長

5 議 事

(1) 農地法関係

<議案>

議案第21号	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による決定について	71件
議案第22号	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による決定について（農地中間管理事業）	2件
議案第23号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見について	2件

<報告>

報告第32号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について	1件
報告第33号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について	16件
報告第34号	農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について	2件
報告第35号	許可又は受理の取消願について	1件
報告第36号	非農地証明願について	1件

(2) 一般議案

・なし

6 傍聴人 なし

事務局 本日は、大庭部会長が体調不良のためご欠席です。従いまして、会議の進行につきましては竹内副部会長に議長職務代理をお願いします。
事務局の方で、4月1日付で人事異動がございました。新しい職員を紹介致します。

(4月1日付の人事異動の紹介)

副部会長 皆さん、こんにちは。今日は大庭部会長が入院されたということで、急遽私が代行させていただきますので、よろしく願い致します。会長も田植えの時期の前に気が気ではないでしょうが、ここはゆっくりと治療していただいて、来月元気な姿で復帰していただけることと願っております。

副部会長 ただ今より、第9回西部部会会議を開催いたします。
まず、出席委員の確認です。本日の出席委員は20名です。欠席の委員は、2番の大庭喜重委員の1名です。過半数の出席がありますので会議を始めます。
今回の署名委員は私と12番の山鹿委員、14番の木原委員です。よろしく願いいたします。
本日の部会会議は、報告事項は簡略化し、事務局による読み上げは省略いたします。議案書は事前に皆様のお手元に送付され、内容をご確認いただいていることと思いますので、本部会の報告事項につきましては、ご承認をお願いいたします。

副部会長 会議を始めるにあたり、議案書の一部差し替えについて、事務局から説明があります。

事務局 はじめに議案書の訂正について、ご説明します。
議案書9頁の農用地利用集積計画33番の「利用権を設定する者」の氏名に誤りがございました。正しい氏名に訂正しておりますので、お配りした9頁の差し替えをお願いします。
では、審議についてよろしく願いします。

副部会長 では、はじめに、1頁から20頁の議案第21号、「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による決定について」、本議案は農用地利用集積計画作成のため、市長が当委員会に意見を求めているものです。
この件について、第1調査委員会で事前審査をしましたので、その意見を報告願います。

調査長 議案第21号について、ご報告いたします。
農用地利用集積計画について、委員会において審議しました結果、内容につきましては、異議なく承認相当であるという結論でした。以上、ご報告いたします。

副部会長 ありがとうございます。それでは、ご審議をお願いします。

副部会長 ご意見はございませんか。

(異議なしの声)

副部会長

ご異議はないようですので、議案第21号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による決定について」は、原案どおり了承することにします。

副部会長

次に、21頁から22頁の議案第22号、「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による決定について（農地中間管理事業）」、本議案は農地中間管理事業の農用地利用集積計画作成のため、市長が当委員会に意見を求めているものです。

この件について、第1調査委員会で事前審査をしましたので、その意見を報告願います。

調査長

議案第22号について、ご報告いたします。

農地中間管理事業の農用地利用集積計画について、委員会において審議しました結果、内容につきましては、異議なく承認相当であるという結論でございました。以上、ご報告いたします。

副部会長

ありがとうございました。何かご意見はございませんか。

(意見なし)

副部会長

ご異議はないようですので、議案第22号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による決定について（農地中間管理事業）」は、原案どおり了承することにします。

副部会長

次に、23頁の議案第23号、「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見について」、本議案は農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画作成のため、市長が当委員会に意見を求めているものです。

この件について、第1調査委員会で事前審査をしましたので、その意見を報告願います。

調査長

議案第23号について、ご報告いたします。

農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画について、委員会において審議しました結果、内容につきましては、異議なく承認相当であるという結論でございました。以上、ご報告いたします。

部会長

ありがとうございました。それでは、ご審議をお願いいたします。

部会長

ご意見はございませんか。

(異議なし)

副部会長

ご異議はないようですので、議案第23号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見について」は、原案どおり了承することにします。

副部会長

以上をもちまして本日の議案の審議は終わりました。

ほかに何かございませんか。

(意見なし)

副部会長

他に無ければ、これで農地法関係の議案等審議を終わります。
続けて、一般議案に移ります。今回は、一般議案はございません。
その他の連絡事項に入ります。事務局から連絡事項について説明をお願いいたします。

(事務局から6件事務連絡)

副部会長

皆さま方から、何かありませんか。よろしいですか。

副部会長

ひとつお聞きしたいことがあります。先月遊休農地を解消して5年間作付けすれば助成金が出ると話がありましたが、これはいつから始まっているのですか。

事務局

本日、その件について詳しく農林水産部の方から説明にあがるということだったのですが、制度設定の方でまだ詳しくつめていないということで、次回以降で詳しく説明をさせていただきます。

副部会長

私も担当地区で1件解消できそうなところがあります。家庭菜園レベルでもよろしいのか聞いていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

副部会長

それではこれで、第9回西部部会会議を終了いたします。お忙しい中、ご出席ありがとうございました。